

社長のための勉強

令和4年4月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

所得税・個人事業者の消費税の振替納税

令和3年分の確定申告の振替納付日は、所得税は4月21日（木）、消費税は4月26日（火）です。振替口座の残高不足等で振替納税が出来なかった場合には延滞税がかかります。延滞税は、納期限（所得税は3月15日、消費税は3月31日）の翌日から納付する日までの期間についてかかります。

延滞税の割合は次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで … 年2.4%
- ② 納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日以後 … 年8.7%

振替納税が出来なかった場合には、金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付することになります。

また、金融機関・税務署納税窓口の納付以外には次の方法があります。

① クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付出来ます。ただし、納税額に応じた決済手数料がかかります。

② QRコードを利用したコンビニ納付

国税庁ホームページ提供の作成システムから納付に必要な情報をQRコードとして作成印刷しコンビニで納付出来ます。ただし、利用可能なのは納付税額が30万円以下となっています。

振替納税をされる方は振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office